**沖縄県ソフトボール協会規約**

第　１　章 総　　　則

　（名称）

1. この組織は、沖縄県ソフトボール協会(S41.08.22設立。以下「本協会」という。)

と称する。

　（事務所）

1. 本協会の事務所は、常任理事会に於いて指定する場所に置く。

※沖縄県中頭郡西原町翁長４５１　２Ｆ

　（組織）

第３条 本協会は、ソフトボール競技の愛好団体及び愛好者で、本協会、九州ソフトボール協会及び日本ソフトボール協会に登録している者をもって組織し、次の専門部を置く。

　　　 (１)総務部

　　　(２)審判部

　　　 (３)記録部

　　　 (４)技術部

　　　 (５)国体部

　　　 (６)用具部

　（支部）

第４条　本協会は、県内大会運営のため、次の支部を置く。なお、各支部には会長（支部長）他役員を置き、会長（支部長）若しくは支部推薦者は本協会の常任理事に就任するものとする。

(１)読谷支部

(２)嘉手納支部

(３)北谷支部

(４)沖縄市支部

(５)うるま支部

(６)県南支部

　　　 (７)八重山支部

第　２　章 事　　　業

　（目的）

第５条　本協会は、沖縄県におけるソフトボール競技の普及・振興及び県民の体力向上並びに健康増進を図り、健全なスポーツ精神をかん養することを目的とする。

　（事業）

第６条　本協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

　　　 (１)県内におけるソフトボール競技大会の主催、主管及び後援に関すること。

　　　(２)ソフトボール競技の技術指導及びそのための講習会の主催または後援に関すること。

　　　(３)県代表チームの県外大会への派遣の推薦及び県外からのチーム、指導者の招聘に関すること。

　　　 (４)日本ソフトボール協会、九州ソフトボール協会、県体育協会、県高等学校体育連盟及び県中学校体育連盟並びにその他の関係諸団体との連絡調整に関すること。

　　　 (５)公認審判員、記録員の資格認定講習会の主催及び後援に関すること。

　　　 (６)その他本協会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第　３　章 役　　　員

　（役員）

第７条　本協会に次の役員を置く。

　　　 (１)会　長　　　１名

　　　 (２)副会長　　　若干名

(３)理事長　　　１名

(４)副理事長　　若干名

(５)事務局長 　１名

(６)事務局次長　若干名

(７)専門委員 若干名

(８)常任理事 若干名

(９)監事 ２名

２　本協会に、顧問を若干名置くことができる。

　（役員の選出）

第８条　役員は理事会で推挙若しくは選出し、総会において承認を得なければならない。

２　顧問は会長が委嘱する。

　（役員の職務）

第９条 会長は、本協会を代表し会務を統轄する。

２ 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。

３ 理事長は、理事会を組織し本協会の事業を執行する。

４ 副理事長は、理事長を補佐し理事長に事故あるときは、理事長の職務を代行する。

５ 事務局長は、次に掲げる業務を行う。

(１)日本ソフトボール協会、九州ソフトボール協会及び県体育協会並びにその他関係諸団体との連絡調整に関すること。

(２)総会、常任理事会及び理事会並びにその他会議の事務的業務に関すること。

(３)県内大会、九州大会及び全国大会の開催に必要な事務的業務に関すること。

(４)その他本協会運営に必要な庶務、会計業務に関すること。

６ 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局長に事故あるときは、事務局長の職務を代行する。

７ 専門委員は、次の職務を遂行する。

　　　 (１)総務委員長 本協会の運営に必要な事務的業務

(２)財務委員長 本協会の会計業務

(３)用具委員長 本協会主催の競技大会に必要な用具の購入及び管理業務

(４)審判委員長 本協会の審判部を統轄し、次に掲げる業務を行う。

　 　　　(ｱ)日本ソフトボール協会及び九州ソフトボール協会審判委員会との連絡調整に関すること。

　　　 (ｲ)公認審判員資格認定講習会、伝達講習会の開催及び県内審判員登録手続きと育成指導に関すること。

　　　(ｳ)県内大会の開催にあたり、各支部との連絡調整に関すること。

　　　 (ｴ)その他本協会審判部の運営に必要な事項に関すること。

　　　 （５）ルール委員長 　ソフトボール競技規則の普及徹底及び研究に関すること。

　　　 (６)指導者委員長 公認指導者の指導育成、その他公認指導者に関すること。

　　　 (７)技術委員長 県内のソフトボール競技の普及奨励のため、指導者講習会及びソフトボール教室の企画開催並びに運営に関すること。

　　　 (８)広報委員長 日本ソフトボール協会及び九州ソフトボール協会並びにマスコミ等関係団体への広報・宣伝に関すること。

(９)記録委員長 本協会の記録部を統轄し、次に掲げる業務を行う

　　　 (ｱ)日本ソフトボール協会及び九州ソフトボール協会記録委員会との連絡調整に関すること。

　　　 (ｲ)公認記録員資格認定講習会、伝達講習会の開催及び県内記録員登録手続きと育成指導に関すること。

(ｳ)県内大会の開催にあたり、各支部との連絡調整に関すること。

　　　 (ｴ)その他本協会記録部の運営に必要な事項に関すること。

　　　(10)普及委員長 ソフトボール競技の普及に関すること。

　　　 (11)国体委員長 国民体育大会に関すること。

　　　　(12)女性委員長　　女性の視点から競技運営や普及活動の提案、業務を行うこと。

８ 常任理事は、総会及び理事会に出席し、本協会の事業運営に参画する。

また、本協会主催及び主管する高体連大会、中体連大会、九州大会及び全国大会並びに県民体育大会の運営に必要な業務を行う。

９ 監事は、本協会の会計を監査する。

10 顧問は、本協会の運営に対し、必要に応じ意見を具申することができる。

　（役員の任期）

第10条 役員の任期は２年とし、再選を妨げないものとする。

２ 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３ 役員は、任期満了後といえども後任者が就任するまでは、その職務を遂行するものとする。

　（役員の解任）

第11条 役員は、次の一号に該当するときは解任することができる。

(１)心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

(２)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

　（常任理事の構成及び職務）

第12条 本協会に常任理事を置く。その構成は会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、専門委員長、高体連専門委員長、中体連専門委員長及び第４条に定める各支部の会長（支部長）並びに理事会で推薦する者で構成する。

２ 常任理事は、理事長を補佐し常務または緊急な事項を処理し、会務の円滑を図ることを職務とする。

　（役員の旅費）

第13条 本協会の業務を遂行するため、役員が出張するときは、別表第１により旅費を支給することができる。

　（役員の手当）

第14条 本協会の役員は、無報酬とする。ただし、事務局長に月額２０，０００円の事務局費を支給する。

２ 監事に、年額５，０００円の監査手当てを支給する。

第　４　章 会　　　議

　（会議）

第15条 本協会の会議は、総会、常任理事会及び専門委員会並びに支部長会とする。

２ 総会は、毎年１回開催し、必要に応じ随時これを開くものとする。

３ 常任理事会は、必要に応じ随時これを開くものとする。

４ 専門委員会、支部長会は必要に応じ随時これを開くものとする。

　（会議の議長）

第16条 総会は、会長が招集し議長となる。

２ 常任理事会は、理事長が招集し議長となる。

３ 専門委員会、支部長会は関係者が招集し議長となる。

第17条 総会は、次の事項を審議するものとする。

(１)事業計画及び経過報告に関すること。

(２)予算及び決算に関すること。

(３)役員の承認及び罷免に関すること。

(４)規約の制定改廃に関すること。

(５)その他本協会に必要な事項に関すること。

２ 常任理事会は、次の事項を審議するものとする。

(１)事業運営に関すること。

(２)予算の執行に関すること。

(３)役員の選出に関すること。

(４)規約の整備改廃に関すること。

(５)その他本協会に必要な事項及び緊急を要する事項に関すること。

３ 専門委員会、支部長会は、次の事項を審議するものとする。

(１)本協会で認められた大会の実施に関すること。

(２)地域で行われる大会及び諸団体の実施する大会の運営に関すること。

(３)その他必要な事項に関すること。

第18条 第１５条に定める会議は、これらの会議の構成員の３分の２以上の出席により成立し、その議事は 出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

　　　　　但し、総会は理事及び各支部代表５名の３分の２以上の出席で成立とする。

２ 第１７条第４号に掲げる事項に関しては、出席者の３分の２以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

第　５　章 会　　　計

　（経費）

第19条 本協会の経費は、次に掲げるものをもって充てるものとする。

(１)大会参加料

(２)登録料（チーム・審判員及び記録員並びに公認指導者）

(３)指定料

(４)後援料

(５)寄付金

(６)事業収入

(７)補助金

(８)その他の収入

　（会計年度）

第20条 本協会の会計年度は、２０２０年より１月１日に始まり１２月３１日に終わるものとする。

　　　　但し、２０１９年に限り４月１日に始まり１２月３１日に終わるものとする。

　（委任）

第21条 本協会の規約に定めるほか、本協会の事業運営について必要な事項は別に定める。

　 附　則

１ この規約は、平成１０年６月１９日から施行し、平成１０年４月１日から適用する。

２ 沖縄県ソフトボール協会規約（昭和５０年１２月２８日）は廃棄する。

附　則

１ この規約は、平成１２年４月９日から適用する。

２ この規約は、平成２２年４月１日から適用する。

３　この規約は、平成２６年４月１日から適用する。

４　この規約は、令和元年５月１８日から適用する。

**協　会　規　約**



**沖縄県ソフトボール協会**

別表第１

旅　　　費　　　の　　　額

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 交　　　通　　　費 | | | | | 日　　　　当  　（１日につき） |
| 鉄  道  賃 | 船  賃 | 航  空  賃 | 車  賃 | 宿  泊  費 |
| 県外及び  先　　島 | 実  費 | 実  費 | 実  費 | 実  費 | 実  費 | ３，０００円 |
| 県　内（ 先 島 を 除 く ）  及 び 講 習 会 の 開 催 等 | | | | | | ３，０００円 |
| 県 内 で 開 催 さ れ る 大 会等 | | | | | | ２，０００円 |

規約の改正について(案)

○ 改正理由： 事務所経費削減のため。

沖縄県ソフトボール協会規約第2条を次のように改める。

第2条 本協会の事務所は常任理事会に於いて指定する場所に置く。

※沖縄県西原町翁長451 2Ｆ

附　則

　この規約は、令和元　年　５ 月 １８　 日から適用する。

○ 改正理由 ：女性委員会設置のため。

沖縄県ソフトボール協会規約第9条7項を次のように改める。

（12）女性委員長 女性の視点から競技運営や普及活動の提案、業務を行うこと。

附則

この規約は、令和元　年　５　 月 １８　 日から適用する。

○ 改正理由 ：監事は会計を監査するべき。理事会業務への参加はしないものとするべき。

沖縄県ソフトボール協会規約第9条9項を次のように改める。

９ 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。

附則

この規約は、令和元　年　５　 月 １８　 日から適用する。

○ 改正理由 ：事務作業以外にも会計業務も行っているため。

沖縄県ソフトボール協会規約第14条を次のように改める。

第14条 本協会の役員は、無報酬とする。ただし、事務局長に月額２０，０００円の事務局費を支給する。

附則

この規約は、令和元　年　５　 月 １８　 日から適用する。

　　　　○改正理由：総会における構成員を明確にするため。

　　　沖縄県ソフトボール協会規約第18条を次のように改める。

第18条 第１５条に定める会議は、これらの会議の構成員の３分の２以上の出席により成立し、その議事は 出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。

　　　　　但し、総会は理事及び各支部代表５名の３分の２以上の出席で成立とする。

　　　　　　　附則

　この規約は、令和元　年　５　 月 １８　 日から適用する。

○改正理由：役員改正の時期、九州、全国の総会等に合わせ会計、総会時期を早める為

　　　　沖縄県ソフトボール協会規約第２０条を次のように改める。

第20条 本協会の会計年度は、２０２０年より１月１日に始まり１２月３１日に終わるものとする。

　　　　但し、２０１９年に限り４月１日に始まり１２月３１日に終わるものとする。

　　　　　　　附則

　この規約は、令和元　年　５　 月 １８　 日から適用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改　　　　正　　　　後 | 改　　　　正　　　　前 |
| 第2条 本協会の事務所は常任理事会に於いて指定する場所に置く。  ※沖縄県西原町翁長451 2Ｆ | 第2条 本協会の事務所は常任理事会に於いて指定する場所に置く。  ※沖縄県沖縄市美原2―14―37コーポ川上105 |
| 第9条7項  （12）女性委員長 本協会の女性委員会を統括し、女性の活動に関すること。 | 無し |
| ９ 監事は、本協会の会計を監査する。 | ９ 監事は、本協会の業務及び会計を監査する。 |
| 第14条 本協会の役員は、無報酬とする。ただし、事務局長に月額  ２０，０００円の事務局費を支給する。 | 第14条 本協会の役員は、無報酬とする。ただし、事務局長に月額  １０，０００円の事務局費を支給する。 |
| 第１８条　第１５条に定める会議は、これらの会議の構成員の３分の２以上の出席により成立し、その議事は 出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。  　　　　　但し、総会は理事及び各支部代表５名の３分の２以上の出席で成立とする。 | 第１８条　　第１５条に定める会議は、これらの会議の構成員の３分の２以上の出席により成立し、その議事は 出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとする。 |
| 第20条 本協会の会計年度は、毎年１月１日に始まり翌年の１２月３１日に終わるものとする。  ※2019年は４月３０日から１２月３１日とする。 | 第20条 本協会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年の３月３１日に終わるものとする |
|  |  |